

いろいろ体験しよう

第30回 ホリデーイン前橋

8月29日
敷島公園



木工にチャレンジする親子（昨年）



歩道が整備された市道（朝倉町一丁目）

8月は「道路ふれあい月間」です 見直しましょう大切な役割

8月は「道路ふれあい月間」。また、八月十日は「道の日」です。毎日、多くの人たちが利用する道路は、通行や輸送に使われるだけではありません。電気や電話のケーブル、水道やガスの供給管などが埋められている、わたしたちの暮らしに欠かせない生活基盤です。

この機会に、普段見過ごされがちな道路の機能や重要性を見直し、道路を大切にしましょう。人に優しい道づくり
高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者をはじめ、すべての人たちが快適に安心して通行できるよう、歩道の新設や段差解消を計画的に行っています。

不法占用の禁止

道路は、みんなが利用する大切な財産です。安全で快適に利用できるよう、次の点を守りましょう。

商品や看板、自動販売機などを置かない 自転車やバイク、自動車を放置しない 空き缶やたばこの吸い殻を捨てない。また、犬の散歩をする時のふんは持ち帰り、庭からはみ出している樹木などはせん定する エア

コンの室外機を設置しない 宅地へ出入りするのための鉄板や斜めのブロックを置かない 道路の舗装工完了後、原則として三年間は掘り返さない 路上に工事用の足場を設置するときは、出入りのための歩道や縁石の切り下げなど、道路工事をするときは、管理者の許可または承認を受ける。

890 6809へ。
…問い合わせは道路総務課

特別児童扶養手当と障害児福祉手当 受給者は届け出を忘れずに

特別児童扶養手当受給者は、八月十一日 から二十五日までに市役所障害福祉課へ所得状況届を提出してください。届け出がないと八月以降の手当が受けられません。また、障害児福祉手当を併せて受給している人は、八月上旬郵送の障害児福祉手当現況届を提出してください。

が、一定額以上の人や児童が障害を事由とする公的年金を受給している人は受けられません。

特別児童扶養手当

対象＝二十歳未満の在宅重度心身障害児（身体障害者手帳一級～三級程度、療育手帳B中以上の知的障害児など）を養育している保護者 支給額（月額）＝
一級 五万九千円 二級 三万三千九百円

障害児福祉手当

対象＝二十歳未満の在宅重度心身障害児（身体障害者手帳一級～二級程度、療育手帳A最重度判定知的障害児など） 支給額（月額）＝一万四千四百三十円

受給の対象者

次に該当する人で、次の手当を申請していない人は、市役所障害福祉課に相談してください。ただし、各手当ても前年の所得

…問い合わせは道路総務課
890 6802へ。

…問い合わせは障害福祉課
890 6172へ。